

情報公開審査会答申の概要

答申第 961 号（諮問第 1629 号）

件名：車載用映像記録システムの適正な運用の一部開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 9 月 11 日

2 原処分

令和元年 10 月 31 日（一部開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の同表の 2 欄に掲げる部分を同表の 3 欄に掲げる規定に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 2 年 1 月 22 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 4 月 3 日

5 答申

令和 3 年 2 月 26 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件行政文書の一部開示決定において不開示とした別表の 2 欄に掲げる部分のうち、運用基準の一部の「撮影目的」の項目に記載されている部分については開示すべきである。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、地域警察に配置された車両に搭載された車載用映像記録システムの適正な運用を図るため、その細目的事項を定めた行政文書である。その記載内容は処分庁が説明するとおりであると認められる。

処分庁は、運用基準の一部を条例第7条第4号に、警電番号を同条第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第4号該当性について

ア 条例第7条第4号は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

これは、同号に係る情報の性質上、開示・不開示の判断に、犯罪等に関する専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、同号は、同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての実施機関の1次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内であるかどうかを審査・判断するのが適当であるとしたものである。

この考え方に基づき、運用基準の一部の条例第7条第4号該当性について、処分庁が認めることにつき相当の理由があるか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、運用基準の中に、映像記録型レコーダーの撮影目的、映像を記録する基準、映像データを車外において保存する基準、映像データの活用基準について詳細かつ具体的な記載が含まれており、これらの情報は、犯罪捜査に関する情報であって、公にすることにより、犯罪捜査における手法が明らかになり、将来の犯行を容易にし、又は犯罪捜査を困難ならしめるおそれがあると認められ、条例第7条第4号に規定する不開示情報に該当するとのことである。

また、当審査会において処分庁に確認したところ、運用基準の一部として不開示とした部分が公になると、どのような場合に撮影されているか等が分かり、映像記録型レコーダーの映像の記録の有無が明らかとなることから、処分庁の所持している証拠の有無が明らかになるとのことである。そして、処分庁の所持している証拠の有無が明らかとなれば、逃走した犯人が証拠の有無によって虚偽の自供や証拠隠滅を行うおそれがあるとのことである。

ウ そこで、当審査会において本件行政文書を確認したところ、本件行政文書のうち平成26年12月26日付の通達（以下「平成26年通達」という。）において不開示とした運用基準の一部は「映像を記録する基準」及び「映像データを車外において保存する基準」という項目から、平成28年5月10日付けの通達（以下「平成28年通達」という。）及び平成30年2月5日付で改正された通達（以下「平成30年通達」という。）において不開示とした運用基準の一部は「撮影目的」、「映像を記録する基準」、「映像データを車外において保存する基準」及び「映像データの活用基準」という項

目から構成されていることが認められた。

そして、これらの項目のうち平成 28 年通達及び平成 30 年通達において不開示とした運用基準の一部の「撮影目的」の項目に記載されている部分を見分したところ、当該部分は映像記録型レコーダーの撮影の目的が記載されているものであって、当該レコーダーの映像記録の取扱いの基準について記載されているとは認められず、当該部分を公にしたとしても、当該レコーダーの映像の記録の有無が明らかとなるとは認められないことから、犯罪の予防、捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報とは認められない。

その余の部分については、当該部分を当審査会において見分したところ、当該部分は、詳細かつ具体的であるとはいえないものの、映像記録型レコーダーの映像記録の取扱いの基準が記載されており、当該部分を公にすると、映像の記録の有無が明らかになる可能性については否定できない。そして、前記アにおいて述べたとおり、条例第 7 条第 4 号は、同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての実施機関の 1 次的な判断を尊重するという趣旨であるところ、当該部分については、公にすることにより、逃走した犯人が当該情報を手掛かりにして虚偽の自供や証拠隠滅を行うことを容易にする可能性がないとはいえず、前記イの処分庁の説明に合理性がないとまではいえないことから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

以上のことから、運用基準の一部として不開示とした部分のうち「撮影目的」の項目に記載されている部分は条例第 7 条第 4 号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、警電番号が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 処分庁によれば、警電番号は、警察組織内の連絡用として個人に割り当てられた警察電話機の電話番号であり、同電話機は関係所属等における事務の遂行に必要な連絡のために使用されているが、外部の一般電話回

線による接続も可能であることから、これを公にした場合、特定の警察職員個人に対して脅迫、誹謗中傷^{ひぼう}を加えたり、長時間にわたって回線を使用し、警察内部の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に規定する不開示情報に該当するとのことである。

警察の業務は、一般に検挙や規制を伴うものであることから、これらの番号を公にした場合には、被疑者及び関係者からの個人を特定した脅迫、誹謗中傷^{ひぼう}、事務妨害等を目的とする架電、文書の送信等の対象となるおそれが高く、これにより、通常事務における必要な連絡又は突発事案への対応等に支障を及ぼし、警察内部の連絡、調整事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、警電番号は、条例第7条第6号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、令和2年4月25日付け反論書において、平成26年通達及び平成28年通達は弁護士間ではかなり共有されている情報であり、刑事事件の公判においても証拠書類として何度も公の場で公表されているものであり、処分庁が不開示としても見ることが可能な公文書として存在するのであるから、公にすることで、何ら害が及ぶものでもない旨主張している。

この点について、当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、裁判は公開が原則で、訴訟記録についても閲覧制度があるが、それには一定の制限があり、誰もが無制限に訴訟記録の閲覧が認められているものではなく、これをもって、本件行政文書のうち平成26年通達及び平成28年通達が既に一般に公になっているとは言えないとのことである。

裁判については公開が原則であり、また、訴訟記録についても、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条第1項において、何人も、被告事件の終結後、閲覧することができると規定されているものの、ただし書に裁判所等の事務に支障があるときはこの限りではないとあり、実際には特定の受訴裁判所等の具体的判断の下に実施されているものであることが認められ、このことをもって、平成26年通達及び平成28年通達が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。また、その他に平成26年通達及び平成28年通達が一般に公になっているという特段の事情も認められない。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした部分及び根拠規定
・ 車載用映像記録システムの適正な運用（通達乙）（平成 26 年 12 月 26 日付け、地総・地通・刑総・総情発乙第 888 号）	運用基準の一部	条例第 7 条第 4 号
・ 車載用映像記録システムの適正な運用（通達乙）（平成 28 年 5 月 10 日付け、地総・地通・総情発乙第 263 号） ・ 車載用映像記録システムの適正な運用（通達乙）（平成 30 年 2 月 5 日付け、地総・地通・総情発乙第 68 号）	警電番号	条例第 7 条第 6 号